

医療法人徳新会 介護老人保健施設 優和の里

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用契約書

（契約の目的）

第1条 医療法人徳新会 介護老人保健施設優和の里（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意者（様式1）で同意した方は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

（適用期間）

第2条 本契約は、利用者が当施設と契約を締結したときから効力を有します。但し、身元引受人（退所時に利用者の身元を引き受ける方）や保証人（身元引受人と連帯して責任を負う方）に変更があった場合は、新たに契約を締結することとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本契約に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

（当施設からの解除）

第4条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- ④ 本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び身元引受人・保証人は、連帯して当施設に対し、本契約に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、＜別紙4-1又は4-2＞の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。万一滞納した場合は連帯保証人がその責任のもとに保証極度額範囲内で支払う義務があります。

2 当施設は、請求書・明細書発送先に（以下「支払者」という。）に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月10日までに送付し、これを受けた支払者は、所定の方法により交付する。短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意者は、連帯して当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は、別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当施設の契約解除月の支払いについては、翌月の10日までに送付し、これを受けた支払者は、当施設に対し、当該合計額を支払うものとします。

4 当施設は、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、身元引受人や保証人（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

(身体の拘束の原則禁止及び高齢者虐待の防止)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行ないませんが、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。また、身体拘束等を行う場合は委員会規定に準じ対応します。

2 当施設は、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等の関わる法律に基づき、高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害されている状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態におかれないう努めるものとする。

(サービス向上・事故発生及び再発防止等に関する委員会の設置)

第8条 当施設は、感染症対策、介護事故対策、身体拘束ゼロ運動、褥瘡防止等を目的に各委員会を設置し、サービスの質の向上、事故発生及び再発防止に努めます。

(個人情報保護)

第9条 利用者の個人情報保護については、当施設の個人情報保護方針、個人情報に関する規程等のほか関係法令及びその他のガイドラインを遵守します。また、個人情報の利用目的を明確にし、収集した個人情報については適切な安全管理措置をとります。

（緊急時の対応）

第10条 当施設は利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時）

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、併設医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等事故発生時連絡先に指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第12条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（損害賠償）

第13条 利用者及び身元引受人やそのご家族の責に帰すべき事由によって、故意または過失により施設設備・備品等に損害を与え、又は無断で備品の形状を変えたときは、その損害について弁償していただきます。万一、弁償に応じない場合は、連帯保証人がその責任のもと保証極度額範囲内で支払う義務があります。

（利用契約に定めのない事項）

第14条 この契約書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙 1>

介護老人保健施設 優和の里 重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 優和の里
- ・開設年月日 平成 10 年 2 月 1 日
- ・所在地 新潟県村上市勝木 1340-1
- ・電話番号 0254-60-5000
- ・管理者名 栗野 浩
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (1551280025 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他の必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 優和の里の運営方針]

- 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。
- 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。

(3) 施設の職員体制

1	管理者	1 人
2	医師	1 人
3	看護職員	10 人
4	介護職員	24 人
5	支援相談員	1 人
6	理学療法士等	1 人
7	管理栄養士	1 人
8	介護支援専門員	1 人
9	事務職員	2 人

(4) 入所定員等 ・定員 100名

・療養室 個室 20室、4人室 20室

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 7時30分～
昼食 12時00分～
夕食 18時00分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑧ 口腔内管理、口腔ケア・口腔内アセスメント等の口腔状態の管理
- ⑨ 居宅及び施設間の送迎
- ⑩ 相談援助サービス
- ⑪ 理髪サービス
- ⑫ 行政手続代行
- ⑬ その他
＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

新潟県村上市（旧山北町・旧朝日村）および山形県鶴岡市(旧 温海町)

4. 併設医療機関

当施設では、併設の医療機関により、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応するようにしています。

- ・併設医療機関

- ・名 称 医療法人徳新会 山北徳新会病院
- ・住 所 新潟県村上市勝木 1340-1

5. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会は、午前 9:00～午後 8:00 とします。面会時間を守り、エレベーターホールに用意してある面会簿にご記入ください。また、面会者が宿泊することは出来ません。
- ・消灯時間は、午後 9:00 とします。
- ・施設内全面禁煙となっております。
飲酒につきましては、職員の指示に従って下さい。
- ・居室、設備・備品の利用は、本来の使用方法に従った使用をしていただきます。これに反したご利用により汚染等が生じた場合、賠償していただく場合もございます。
- ・金銭・貴重品の管理は、原則として行いません。
- ・ペットの飼育など持ち込みは、禁止とします。また、面会などの際、連れ込むこともお断りします。
- ・暴力、騒音を立てるなど他利用者への迷惑行為は禁止します。また、他の居室にみだりに立ち入らないでください。
- ・危険物（ハサミ・カミソリ・針・爪切り・安全ピン等）の持ち込みは禁止とします。

6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、防火扉、非常階段、消火栓、火災報知器、非常通報装置誘導等、漏電報知器、ガス漏れ報知器、非常用電源、消火器
- ・防災訓練 年 2 回

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、併設医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。また当施設は利用者の家族等事故発生時連絡先に指定する方および保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

9. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、2階・3階のエレベーターホールに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。また保険者や国保健康保険団体連合会も要望や苦情などの窓口となっています。

・当施設 窓口・電話 0254-60-5000 内線201

・保険者(各市町村の介護保険)

窓口・電話	村上市役所（本庁）	0254-53-2111
	村上市役所（山北支所）	0254-77-3113
	鶴岡市役所（本庁）	0235-25-2111
	鶴岡市役所（温海庁舎）	0235-43-4613

・新潟県国民健康保険団体連合会（介護保険課）

窓口・電話 025-285-3022

10. 賠償責任

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

<別紙 2>

介護老人保健施設 優和の里 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証・介護負担割合証を確認させていただきます。介護負担限度額認定証等お持ちでしたら、一緒にお持ちください。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者及び身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

（1）保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

当施設は、介護保健施設サービス費の指標基準の変動により別紙〈4-1 基本型〉又は〈4-2 加算型〉で計算された合計金額により支払いを受ける。

（2）利用料として、居住費・食費、理髪料、健康管理費（インフルエンザ予防接種料）、行事費、文書料、私物のクリーニング代、日常生活品費、その他の費用等利用料を、利用料金一覧表（文書料および私物のクリーニング代については別紙一覧表あり）に掲載の料金により支払いを受ける。

（3）「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）に該当する利用者等の負担額」）を参照。

（4）前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする

4. 支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、窓口での現金または指定金融機関振込、金融機関（郵政公社）口座自動引き落としの3つの方法があります。入所契約時にお選びください。

<別紙3>

「利用者様の個人情報の利用目的」

当施設におきましては、利用者様の貴重な個人情報を含む記録や試料（血液・尿・組織等）を施設としてではなく、教育研究機関として以下の目的に利用・第三者提供いたします。本内容をご理解の上、介護・診療・看護にご協力いただきますようお願い申し上げます。

①利用者様の健康維持と回復等の直接的な利益のため

- ・ 利用者様の療養(診療)や説明
- ・ 利用者様の家族に対する説明
- ・ 他の医療機関等へ利用者様を紹介する場合
- ・ 利用者様に関して、他の施設・医療機関等へ照会する場合
- ・ 他の医療機関等の医師の意見を照会する場合
- ・ 他の介護保険事業所・調剤薬局・医療機関からの照会に対する返答
- ・ 急変・緊急時の呼び出し
- ・ 利用者様の居室前表示及び入所・退所案内のため
- ・ 検体検査業務の委託その他の業務委託
- ・ 災害対策のための遠隔地における診療データの外部保管

②当施設の事務あるいは経営上必要のため

- ・ 利用者様の入所・退所等の居室管理のため
- ・ 利用者様の会計や経理のため
- ・ 診療報酬の請求事務
- ・ 介護施設の経営、運営のための基礎データ
- ・ 立ち入り検査や実地指導への対応
- ・ 第三者評価機関や審査機関等への情報提供
- ・ 審査支払機関又は保険者への照会
- ・ 事業者等からの委託を受けて健康診断等を行った場合における、事業者等へのその結果の通知
- ・ 関係法令等に基づく行政機関及び司法機関等への提出等
- ・ 医師賠償責任保険や損害賠償保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

③医療、介護の向上への寄与のため

- ・ 臨床研究のためのデータ収集
- ・ 広報誌、掲示物への写真掲載
- ・ 医師や看護師、介護士その他の介護従事者の教育や臨床研修（当施設で行う場合）
- ・ 当グループ法人が、グループ共同倫理委員会で許可を行った疫学研究における臨床データ分析結果を匿名化して提供
- ・ 看護学生・その他の看護従事者学生の教育や臨床研修（個人情報保護オリエンテーションを実施）
- ・ 小中高校生、ボランティア、見学等（個人情報保護オリエンテーションを実施）

上記以外の目的のために利用者様の個人情報を利用・第三者提供する場合には、あらかじめその目的を利用者様にお伝えし書面にて同意をいただいたうえで利用いたします。

本内容に関しまして、ご希望・ご不明な点がございましたら、個人情報相談窓口までお問い合わせ下さい。

個人情報相談窓口連絡先

電話番号 0254(60)5000

2021年4月1日改定

個人情報管理責任者

介護老人保健施設 優和の里 事務長

このページは＜別紙4-1＞のページです

このページは＜別紙 4-2＞のページです

<様式1> 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書

（契約書及び別紙1・別紙2・別紙3・別紙4-1・別紙4-2）

私は、この契約内容に同意しサービスの利用を申し込みします。また、利用者及び利用者家族の個人情報の使用について、同意します。

令和 年 月 日

利用者	氏 名	印		
	住 所	〒 —		
	電 話 番 号	() —		
私(身元引受人及び家族代表)は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり上記署名を行いました。				
身元引受人及び家族代表	フリガナ			続柄
	氏 名	印		
	住 所	〒 —		
電 話 番 号	() — 、 () —			
保証人	フリガナ			続柄
	氏 名	印		
	住 所	〒 —		
	電 話 番 号	() — 、 () —		
保証極度額	万円			

【請求書・明細書の発送先】

氏 名 _____ 続柄 _____
 住 所 〒 _____
 電話番号 () — 、 () —

(事業者) 所在地 新潟県村上市勝木1340-1番地
 名 称 医療法人徳新会 介護老人保健施設 優和の里
 指定番号 1551280025 指定都道府県 新潟県
 代表者名 理事長 豊田 國彦 印